

令和5年度川北町における障害者就労施設等からの物品等調達実績

令和5年度の調達実績額 200,000円

区分	内容	件数	実績額（円）
物品	小物雑貨など	2	200,000
合計		2	200,000

令和6年度川北町における障害者就労施設等からの物品等調達方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、以下の通り障害者就労施設等から物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定め、もって障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進を図る。

1 調達の推進を図る組織

この方針は、町のすべての機関が物品等を調達する場合に適用する。

2 対象となる障害者就労施設等

法第2条第4項に規定する障害者就労支援施設等であって、石川県内に所在するもの（以下「施設等」という。）とする。（別記）

3 調達を推進する物品等

施設等が供給するすべての物品等とする。

4 物品等の調達の推進方法

町は、施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

（1）物品等の調達の推進に必要な情報の提供

福祉課は、町の全ての組織に対し、施設等が供給する物品等の内容等、物品等の調達の推進のために必要な情報提供を行う。

（2）随意契約による調達

施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用するよう努める。

5 調達目標

予算の適正な執行、契約における公平性及び競争性に留意し、この方針の目的に沿うために、施設等からの物品等の調達推進を図る。

6 調達実績の公表

福祉課は会計年度終了後に、法第9条5項に基づき、その実績の概要をホームページ等により公表する。

別記 法第2条第4項に規定する障害者就労施設等一覧

（1）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく事業所・施設等

- ① 就労継続支援 A・B 型事業所
- ② 生活介護事業所
- ③ 障害者支援施設
(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る)
- ④ 地域活動支援センター
- ⑤ 小規模作業所

(2) 障害者を多数雇用している企業

- ① 障害者の雇用の促進等に関する法律における特例子会社
- ② 重度障害者多数雇用事業所

※ 重度障害者多数雇用事業所の要件

- ・ 障害者の雇用者数が 5 人以上
- ・ 障害者の割合が従業員の 20 % 以上
- ・ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者、精神障害者の割合が 30 % 以上

(3) 在宅就業障害者等

- ① 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
- ② 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）